

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

# 関西労災職業病2月号

(通巻第139号)

関西労働者安全センター 1986.2.20 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



- 第6回総会を成功させよう! ..... 1
- 労災保険法改悪阻止 ..... 3
- 労災・職業病と安全衛生活動(第2回) ..... 5  
奈良医大公衆衛生学教室 車谷 典男
- けんしんだより ..... 7
- 前線から(ニュース) ..... 9
- 安全衛生ひとくちメモ ..... 15
- みんなでやろうストレッチ体操② ..... 18

1月の新聞記事から/17 写真/86旗びらき

# 第六回総会を成功させよう！

—— 地域・職場にいのちの砦を！ ——

中曾根のいう「戦後政治の総決算」がいかなるものであるかは、この間の政治・経済情勢をみれば一目瞭然である。その代表的なものとして一つに第二臨調による行革攻撃があり、もう一つに労働法全面改悪を挙げる事ができよう。

とりわけ後者にみられるこの一年の動きには目を見張るものがある。昨年十二月十九日に提出された労働基準法研究会の報告、これはまさに労働法版「総決算」ともいえる労働基準法の全面改「正」を狙ったものである。ほかに、本年四月から施

行の男女雇用機会均等法、六月からの労働者派遣法、また現在、関西経営者協会の提言による労働組合法の改「正」も目論まれている。

そしてもう一方の行革攻撃によっては、国の行財政の見直しと再建という名のもとにこの数年の労働者に対する攻撃も嵐の如くである。その実態は、軍事費の突出と社会保障など国民生活関連支出の削減、そして負担を地方自治体や国民に転嫁し、労働者には合理化と管理支配体制のより一層の強化をおしつける以外の何物でもない。

このような情勢の中にあって、労災職業病闘争は如何にあるべきか。労災職業病闘争は個別それのみの闘いではありえず、当然その時々的情勢に応じた闘いを行っていかねばならない。ただ一貫して言えることは、いかなる時代においても、労働者の権利を労働現場に確立する闘い、労働運動の活性化と発展を目指すものとしてあるということである。これは関西労働者安全センターにとって永遠の課題であり、また当面の急務でもある。

さて、以上のような全般的情勢を

踏まえ、来る第六回総会において一九八六年度運動方針を決定するわけであるが、おおよその闘いの方向性について二、三述べておきたい。

まず第一に、公務員労働者、とりわけ自治体労働者の労災職業病・安全衛生闘争の強化である。これについては最初に述べたような行革攻撃に対抗しうる労災職業病・安全衛生闘争をいかに提起できるかがひとつの焦点となる。

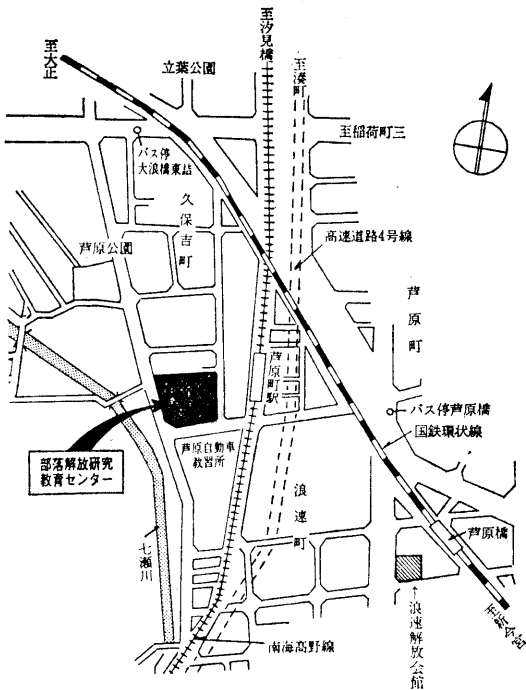
第二に、地域単位での活動のさらなる強化である。これは昨年一年の活動の中で前進をみせた東部大阪地域、東南地域での取り組みを更に発展させること、他地域での運動と組織をいかに形成していくかが来年度の課題となる。

第三に、法改悪等全国課題への取り組みの強化である。とりわけ今まさに国会に上程されようとしている労災保険法改悪に対する闘いを全国

に拡大し、是が非でも阻止すること、そして昨今の情勢に鑑み、地域を基盤としつつ、一方でその地域を乗り越え労災職業病戦線の全国化を追求していかなければならない。

以上三点を来年度の闘いの基本方針と考えているが、今総会において更に議論を深め、統一した方針を決定しその下に、会員の一致した協力によって一層の発展をかちとっていきたいと考えている。

3月15日  
午後一時半より  
於：部落解放センター  
(環状線「芦原橋」駅下車)



# 労災法改悪阻止の声を各地からまきおこそうへ

法律案要綱いよいよ国会へ

総評大阪地評弁護団が反対声明

二月十日、労働省は今次労災保険法改「正」に関する「法律案要綱」を労災保険審議会に提出した。そして十四日には同審議会はその「要綱」を確認したという。今後予想される日程としては、二月中にも閣議決定をし、三月中旬には衆議院社会労働委員会にかかる予定である。

この間我々は、今次改悪において「業務上外の決定にあたって使用者に意見申し出の機会を付与する」旨の制度の創設に焦点をあてて反対運動を取り組んできた。というのは、七三年の関経協の提言以来、これまで何度も出されてきた「使用者の不服申立制度の創設」に向け政府・資本

側が本腰を入れてきたとの読みに基づいている。これまでの論議の中で

この制度の創設については、現行法上、法律上の利益がない使用者には不服審査請求を認めることはできない。とされ、改悪項目からはずされてきた経過がある。しかし今回はその姿を若干変えつつ前記したように「意見申し出の機会を付与」するという制度を狙ってきている。しかし、これらは文言は変われど、その主旨は何一つ変わっていないのである。資本の意を受けた政府・労働省は本命である「使用者の不服申立制度の創設」に向け、今改悪時に何が何でもその足掛かりをつけるべく、

手を変え品を変え労働者の目先をかわそうとしている様がよくわかる。

そのような彼らの奔走ぶりをみると、先日二月十日に提出された『法律案要綱』に「使用者の意見申し出」については明記されていなかったとはいえ、これが実施されなくなったと考えるべきではない。むしろその逆の可能性が強い。というのは、彼らは法律案には入れなくても、「通達」あるいは「省令」という形をとって実施しようとすることは必至であり、得意とするところである。いずれにせよ、この一連の改悪への動きは後掲した「声明」ものべているように、現在の労災保険制度を根本的に破壊

## 労災保険法改「正」に反対する声明

総評大阪地評弁護士団

労働省は本年2月10日、昨年12月19日付けの労災保険審議会の建議をうけ、労災保険法の改正要綱を発表し、同法の具体的な立法化作業に入ろうとしている。

右要綱の基本的性格は、年金に関する基礎給付日額に最高限度額を設定するなどして、すでに通達乱発による労働基準監督署現場の締め付けにみられた労災保険給付の総額抑制をはかり、行財政「改革」に藉口した労災被災労働者等の切り捨て政策の総仕上げというべきものである。とりわけ、今次改「正」にともない最も注目されるものとして、労災保険の支給決定に当たり、事業主にも労働基準監督署長等行政庁に対する意見申し出の機会を付与する旨の制度を新設しようとする動きがみられる。これは日経連がかねてから労働大臣に要望していた労災保険給付の支給決定に対する「使用者の不服申し立て制度の創設」実現への足掛かりとなるものであり、その狙いが労災保険給付の支給・不支給の決定を使用者の支配下に置き、ひいては、労働協約等による上積み補償や労災損害賠償請求の局面で、使用者が決定的優位に立つための布石であることは明白である。

そもそも、労災保険給付の支給に関する決定は、被災労働者等と保険者たる国との間の保険給付の権利義務関係に関する処分であり、使用者は原則としてこれに法律上の利害関係を有さないのだから、使用者には労災保険給付手続きに関与して守るべき正当な利益がないことは論をまたない。従って、右意見申し出の機会を付与する旨の制度、いわんや使用者の不服申し立て制度は、その真の狙いが許し難いばかりでなく、理論上も何らの合理性を持たないのである。

よって、我々大阪地評弁護士団は、前記のようにいかなる方法にする事業主にその意見を申し述べる機会を付与することに対し、断固反対であることを表明するものである。

1986年2月27日

しようとするものであり、是が非でも阻止しなければならない。

現在、安全センターは全国の各地

域センター、労住医連と連携し阻止闘争の拡大を図っている。また、二月二十七日には総評大阪地評弁護士団に

よって「労災保険法改「正」に反対する声明」が発表された。

# 「労災・職業病と安全衛生活動」(第二回)

奈良県立医科大学公衆衛生学教室 車谷 典男

## 労災・職業病とは?

(その2)慢性発症タイプの職業病

前回の図を再び掲げる。今回は慢性に発症してくるタイプの職業病について話をすすめてみよう。原因が少しづつ、たった一回だけでは発生しないような少量づつ、長い年月にわたって作業者に作用した結果、いつの間にか発病に到るタイプの職業病である。これを二種類に分けてみる。

白ろう病(「振動病」)がこの慢性発症タイプの一方の代表例である。つい最近、「文明の進歩のためには労働者の犠牲もやむを得ない」という時代錯誤も甚だしい判決がマスコ

ミをにぎわしたことは記憶に新しい。一時的に血の流れが跡絶え、手指がロウソクのように白くなることから、このように呼ばれている。自動ノコギリであるチェーンソーを毎日数時間、数年から十余年にわた

って使用していると、そのうち白ろうがおこり、知らず知らずのうちに重症化していく。長年使用してようやく発症するため、前回話した急性中毒などの場合と違い、労働者本人は直ちにチェーンソーの使用と白ろう

### \* 職業病の種類 \*

#### [1] 急性に発症・発生(急性タイプ)

事故・急性中毒など

心臓発作・脳卒中などのいわゆる「急性死」

#### [2] 徐々に発症(慢性タイプ)

「白ろう」のように症状が比較的特徴的「肺ガン」のようにありふれた病気

との関係を思いつかない。年のせいと一人合点してしまったり、同僚におこっていることをつきとめても、同じ地区に住んでいる人達であるため風土病と思いきんでしまっても何ら不思議ではない。

しかし、このような白ろう発作は非常に特徴的な症状であり、更にこのような症状をおこす病気が非常に稀な故に、経験豊かな医者に診察してもらえば、チェンソーとの関係を教えてくれるし、また、特徴的な症状であるがゆえに一旦知れば、労働者自身も比較的容易に職業病であると判断できるであろう。

一方、同じく慢性に出現してくる職業病であっても、この白ろう病のように特徴的な症状を持たず、仕事との関係が非常に分かりにくいもう一方のタイプがある。石綿、クロム等による「肺ガン」がその代表例である。

ガンは今や日本人の死因第一位を

占めるほど、蔓延している病気で

ある。仕事仲間に、あるいは身内に一人、二人の肺ガン患者が出現してもとりたてて不自然に思わない程である。まして退職後数年たっての話であれば、仕事との関係を思い到らないのは至極当然であろう。ガンの潜伏期間は二十年程度と言われており、退職後に発病する可能性は十二分にある。安衛法では、石綿、クロムなどある種の物質を取り扱った者の肺ガンなどについては、業務起因性を認めているが、余程徹底した衛生教育が実施されていない限り、仕事との関連を気づかずに職業病であることを見落としてしまう可能性は高いであろう。実際の所、多くの労働者が死んで初めて発ガン物質であったことが推定される現状であるから、なお更であろう。

このように原因が慢性的に長期に作用した結果発症するタイプの病気は、職業病と気付かないままに過

してしまつたため要注意である。

## 仕事と密接に関連すれば労災・職業病

前回と今回を通じて、職業病をごくおおざっぱに分類した訳であるが、ここで「職業病とは何か」を定義してみよう。難しく考える必要はない。単に共通項を拾いだせば良いだけである。

「仕事に密接に関連して発生」していることが唯一の共通項である。なんだ馬鹿らしい結論、と思われるかもしれないが、職業病と言えば、世間一般に「ありふれた種類の病気ではなく」、何か「特別な奇妙な症状があり」、聞いたこともないような「いかめしい名前がついた」病気と考えがちであるが、決してそうではないことに充分注意を払って頂き

# パンフレット 職業性腰痛

## —その実態と対策—

全国金属安全対策委員会編集

中村伸五 執筆

発行：全国金属労働組合

目次

- はじめに
- 1. 最近の職場における腰痛問題
- 2. 腰痛は人類の宿命か  
—腰の仕組みと腰痛—
- 3. 職業腰痛とは
- 4. 職場における腰痛対策
- 5. 職場体操
- 6. 労災認定と企業内補償
- 7. 腰痛の治療と職場復帰

労働者を悩ませる職業性腰痛症、どうしておこるのか、どうしたら防げるのか、腰のしくみから対策まで金属労働者のみならずあらゆる職場の労働者にすすみたい、決定版。

B5版 64頁 500円

安全センターで取り扱います。

たい。行政側はその「常識」につけ  
いって宣伝攻撃をかけている。前回  
話した「脳卒中」「心臓病」などは  
その好例であろう。

言い換えれば、問題とした病気が  
労災・職業病であるかの判断は、突

発的か慢性的かの発生の仕方や、職  
場か自宅かであるかの発生場所、あ  
るいは世間一般にありふれているか  
否かには一切関係なく、「仕事と密  
接に関連して発症したか」を唯一の  
基準とするものである。この基準に

合致するものは全て労災・職業病と  
断言できる。

しかし、では「仕事に密接に関連  
して」の「密接」とは具体的には何  
かという問題が残ろう。次回はそ  
点について説明することにしよう。



けんしんだより

松浦診療所健診部

# 「松浦診療所を成人病健診指定医療機関に」

## 南大阪地区評が運動を展開

政府は高齢化社会対策の一環として「健康教育、健康相談、健康診査」

の取り組みを本格的に開始しています。労働組合にとっても高齢化社会を迎えるにあたり、総合的な組合員の健康管理の推進は焦眉の課題となっています。政府の対策のうち「成人病検診」はその重要な柱となっていますが、大阪府においてはその実施について現在四ヶ所の社会保険庁直轄の医療機関で行われています。「成人病検診」は40才以上の人の癌、脳卒中、心臓病などの成人病を未然に防ぐため、政府管掌健康保険の被保険者を対象に一定の自己負担の下で検診を行い、早期発見、早期治療

に努めるといふものです。

しかし、この「成人病検診」は日常の医療や健康診断と直接結びついて実施されておらず、また受診者も極めて限られており、そのような検診が存在することすら知らされていない労働者も数多く存在しています。「自分達の健康は自分達で守ろう」というスローガンで多くの労働者の支援のもとに設立された南労会松浦診療所は予防医学を基本にし、設立以来健診業務を極めて重要な課題として、日常診療との連携を重視してきましたが、「成人病検診」を南労会松浦診療所で行うことは地域の労働者、住民にとって自らの健康管理、

健康増進のため測り知れない利益となります。

そこで総評南大阪地区評議会は松浦診療所を成人病検診指定医療機関とするよう大阪府と交渉を行ってきましたが、大阪府は「通達」を楯にして「しばらく時間を貸して欲しい」と回答を保留しています。南大阪地区評は命と健康の問題について時間をおくことはできないと61年度から指定医療機関とするよう強く要請をし、被保険者の立場で団体署名も展開し更に闘争を強化しています。

# 前線かろ

## 働く者に健康を!

### 東大阪連絡会

#### 東大阪 第一回定例会の開催

一月二十九日

東大阪労働セ

ツルメントに

おいて「働く

者に健康を!

東大阪連絡会

の第一回定例会が行われた。

全金、自治労、教組、全国

一般など二十単組及び地区

評、いのくら、安全センタ

ーから38名が参加した。

この日はまず馳平会長

(東大阪市学給労委員長)

より事務局からの報告があ

り、そのあと「全金枚岡ブ

ル協定なりに取り組んでき

ていることである。特に安

全パトロールについては昭

和五七年七月より一年でブ

ロックを一回りする方式で

三年目になっている。今後

さらに内容を充実させたい

とのこと。更に、地協にお

いては枚岡にならって、安

全パトロール協定を統一要

求に掲げており、他プロッ

クについても順次協定化し

ているとの話であった。ま

た、この間方針化されてき

た「健診協定」の意義につ

いても報告された。

次回は、全連からの報告

を中心に二月二十七日同所

開かれる予定。

なお、今後の連絡会の運

営については十二月発足集

会後の事務局会議において

話し合わせ、定例会におい

て各労働組合、団体の経験

交流・学習を積み重ねてい

く、また事務局を中心にし

て労働衛生・地域医療など

の具体的実践を企画・実施

していくという二本立てで

いくことになっている。

## 通院費の支給制限強化

「事務連絡32号」

「対する関心を開始

泉州

一昨年労働省の出した

「事務連絡32号」による通

院費支給制限強化の攻撃に

ついて、これまでも機関誌

上で述べてきたが、ここで

はそれに関する個別の取り

組みについて報告してい

たい。

K銀行のIさんは窓口業

務に従事していたところ頸  
肩腕障害に被災し、昨年十  
月泉大津労基署は約一年の  
調査の後業務上決定を行っ  
た。その間の経過について  
はすでにニュースで報告し  
てきているので省略するが、  
Iさんは玉川診療所に一昨  
年末より転医し療養に専念、  
現在は相当程度回復するに  
至っている。

ところが、今回通院費の  
請求をしたところ労基署は  
「対象外」との見解を出し、  
不支給の意向を示したため、  
泉州労連、玉川診療所、安  
全センターは二月五日、泉  
大津労基署に対して交渉を  
もった。席上、労基署側は、  
以前請求用紙をとりて労基  
署に来たIさんの肉親に  
「不支給」になるとの見解  
を責任ある地位にある者が

述べたのは不適當であった、  
勤者の権利を著しく侵害す  
るこのような通院費の支給  
制限に対し断固抗議し今後  
とも関係者と協力しながら  
反対の取り組みを強めてい  
かなければならないと考え  
ている。

今後も交渉を続けていく  
ことにしているが、被災労  
者への権利を著しく侵害す  
るこのような通院費の支給  
制限に対し断固抗議し今後  
とも関係者と協力しながら  
反対の取り組みを強めてい  
かなければならないと考え  
ている。

# 大阪 労災申請に向け 「メトロ」の専属バンドの 調査開始

ダンスホールのバンドで  
「メトロ」の専属バンドの  
トランペットを吹き続けて  
きた労働者の脳内出血につ  
いて労災申請の準備が始ま  
っている。

「メトロ」は八一年に、  
専属バンドメンバー一四人  
を九人に減らすという大幅  
な合理化のため、メンバー  
五人に解雇通告を行っていた。  
その後、労組を結成し争議  
に入っていくが、トランペ  
ット一人の体制が続くなど  
厳しい状態の中で演奏を続  
けて来た。

被災した当日はクリスマ  
スシーズンで、歌手のゲス  
ト出演で新しい曲目の演奏  
があるなど通常とは異なる  
労働実態が見られ、今後こ  
うした点について十分な調  
査を進めた上で申請へと持  
っていく予定である。

大阪芸能労働組合のKさ  
んは、一九五七年から大阪  
車で病院へかつきこまれた  
ものである。

# 摂津市職・牧野訴訟

## 被告基金側が

## 摂津

### 第三準備書面を提出

一月二十八日、摂津市の  
学校用務員牧野さんの腰痛  
公務災害認定訴訟の法廷が

大阪地裁で開かれた。この  
法廷では、被告基金側から  
第三準備書面が提出され、  
次のような主張をしている。

まず、牧野さんの初発の  
腰痛症を「単なる筋膜炎の  
急性腰痛」とし、治癒した  
のであるから再発はあり得  
ないとし、別の傷病として  
の「慢性の腰痛症」とする。  
そして、初発の腰痛につ  
いて、治療を中断した時も  
痛みが存続しており、それ

が増悪して再び加療の必要  
性が出た旨の原告の主張に

新たな反論となっている。

支援の傍聴を含め、取り  
組みの強化が必要である。

## 高槻

### — 高槻市職労 —

# 安全衛生の強化をめざし 学習会を開催

高槻市職員労働組合は、  
一月二二日執行委員会合宿  
の一環として、安全衛生に  
関する学習会を行った。

内容は「頸肩腕障害と腰  
痛症」と題し、田島隆興医

師が職業病の歴史から発症  
原因、対策などについて講  
演を行った。その後、松浦  
診療所運動療法室によるス  
トレッチ体操指導を行い、

好評をえた。高槻市職では

これまでも安全衛生の活  
動を現業の職場を中心に進  
めてきており、今後も活動  
家養成の為の連続講座開催  
を計画するなど活発な取り  
組みが期待される。昨年八  
月に結成された自治労北摂  
ブロック安全衛生担当者会  
議の中でも先進的な取り組  
みとして大いに注目される  
ところである。

# 出稼労災柴田訴訟

## 大阪

### 足達医師の証言

#### 被告側質問を一蹴！

改めて証言した。

続いて、被告側代理人が尋問に立ったが、意見書の全体像ではなく、細かい点だけをあげつらう質問となり、全く足達医師の医学的判断に迫るものとはならなかった。

進めている。

一昨年以前の健診では要注意・要治療などの結果が出ても、後の治療方針などのフォローアップの体制が全くと言ってよいほど取られて来なかったという反省から、昨年より松浦診療所での健診—治療・指導に切り換えた。そして、昨年の健診でも全体を通じて慢性的な腰痛症等の訴えが多く、

無料で針灸・マッサージの治療をしている例もかなりみられた。このうち、数人は松浦診療所に通院している。今回はこれを一歩進めて、出張針灸治療と時間内治療の追求とをセットで実現していこうとなったものである。

出稼ぎ労災裁判柴田訴訟の法廷が、一月十日大阪地裁で開かれた。今回の法廷は、柴田久男さんが土木作業でコンクリートブレーカー作業中に脳出血を発症し死亡したのは、その業務が原因であるとする意見書を提出した松浦診療所の足達七郎医師に対する証人尋問が行われた。

書（業務外）との関連で質問した。その中で足達医師は、柴田氏の高血圧症は、そのままではいつ脳卒中を起すことも不思議でないという程の重症ではなかったと

次は、業務外の意見書を提出している国立循環器病センターの沢田医師の尋問となる予定である。

## 職場での出張針灸治療の準備をすすむ

### 東大阪市の学給労

## 東大阪

### 東大阪市の学給労

まず、原告代理人の中北龍太郎弁護士が尋問に立ち、被告・天満労基署側から出されている、国立循環器病センターの沢田医師の意見

東大阪市の学給労では職場における出張針灸治療を計

画し、安全センター・松浦診療所の協力のもと準備を

また、今回の計画は昨年十二月に発足した「働く者

に健康を「東大阪連絡会」したがって、将来的に地域の地域的実践課題の一つと 的広がりをもった取り組みとして企画されたものである に発展していく可能性も考ことも付け加えておきたい。えられている。

# VDT作業のケイワリン

## 「早期認定を」

### 過酷な連続作業による被災

# 大阪

A生地商社に勤めるBさん(23才女性)は、昨年四月入社以来、コンピュータ月入社以来、コンピュータ端末での入出庫伝票管理を主とする仕事に携わっていたところ七月頃より右手が痛くなり自宅近くの針灸院に通院するようになった。さらに繁忙期の九月下旬から十月にかけて頸・肩・背中にも痛みが広がり、痛みも

増強され吐き気を催すほどになり休業に追い込まれた。十月松浦医師に受診し、要休業の診断を受けた。彼女のケースの特徴は、①キーボード操作は数字キーを打つ右手、しかも親指から中指に集中している。症状も右手から右腕、頸、背中へと拡大・増強している。

②キー操作が主ではあるが複写式の伝票へのボールペン(筆圧が高い)での書き込み、入力済データのチェックなどの付随業務、電話の対応などの雑用も数多くこなさなければならなかった。③午前二時間、午後二時間以上と連続作業を強いられ、等である。特に③については、労働省VDT作業ガイドラインでは「一連続作業時間一時間につき10〜15分」、産業衛生学会勧告では「50分につき10分」とされている、これと比較しても過酷な業務であったのは明白である。当初労基署は会社資料によるとタッチ数があまり多くないとの見解を示したので追及したところ、タッチ数のみでは判断しないとの立場を明らかにした。なお、Aさんは現在リハビリ就労にこぎつけ会社の嫌がらせにも負けず頑張っている。センターとしても一日も早い認定をかちとっていきたいと考えている。

増強され吐き気を催すほどになり休業に追い込まれた。十月松浦医師に受診し、要休業の診断を受けた。彼女のケースの特徴は、①キーボード操作は数字キーを打つ右手、しかも親指から中指に集中している。症状も右手から右腕、頸、背中へと拡大・増強している。



# 東南交流会で

## 労災法改悪向是

### 学習会



一月二四日午後六時から平野区役所において、第八回東南地域労災職業病問題交流が開かれ、地域の活動家等約二十名が参加した。

今回のテーマは、『八六年労災保険法改悪について』講師として全港湾大阪支部安全委員長の小泉恒一氏に来ていただきたい、今回改悪されようとしている点やこの間の反対運動の状況について話をお聞きした。

その中で、八六改悪でも問題となる点として「原処分にあたって使用者に意

見申し出の機会を与える」という事項があると指摘された。これは、関経協・日経連などが強力に主張して

要のあることが強調された。このあと質疑応答の後、ストレッッチ体操で一服。報告のコーナーでは、地域合

きた「使用者に不服申立権を！」との要求を受け入れたもので、法的根拠の全く無い使用者不服申立制度へ大きく道を開くものに他ならない。これに対しては早急に反対運動を展開する必要があることが強調された。

同キンダーハイム分会鈴木さんを原告とする針灸裁判第一回法廷、全金松本製作所支部梅本難聴裁判、個別相談の状況などが報告された。最後に手話教室が行われた。

次回は、二月一五日午後六時一五分より同所で全金大和鋼業支部の経験報告を中心に行われる予定。

## 「働く仲間の相談室」

### 成果あげる

## 北 境

高槻・島本働く者の人権センター

人権センター

高槻・島本働く者の人権センターは、二月一日、二日、「困った時のたすけ愛、働く仲間の相談室」を開設

し、労働相談を受け付けた。人権センターは、地域の労働者の交流の中から生まれ、こうした定期的相談活動を

進めると共にパート条例制定運動にも積極的に取り組んでいる。この間の相談活動の中でもパート労働者の首切り問題、運輸関係労働者の賃金問題などいくつかの相談があり、一定の成果を上げつつある状況である。また、この地域では、不安定雇用労働者の闘いを進

めるために、パートユニオン  
の結成準備を進めており、  
タリーの活動の発展が期待さ  
ころした活動との連携をよ  
れるところである。

解析、食事調査、粉塵調査  
などを含めて進めていく予  
定で、かなり長期に渡るも  
のと予想されるところであ

## 米穀運送の労働実態調査

### 第一次調査終了す

## 大阪

### 血圧、温度変化など調査

全港湾大阪支部米穀運送

っている。

分会の作業実態調査の第一

次分が一月末に終了した。

この調査は、腰痛症のみな

日の作業における血圧変化、

らず、内臓疾患などが多発

血液検査、ホルター心電計

する米運労働者の労働実態

による記録、記入式の疲労

について科学的に究明し、

調査、温度変化について、

対策を、打ち立てるための

十二月中旬から一週間と、

材料とするもので、作業姿

一月中旬からの一週間に行

勢の問題から、夏期のク

った。この結果については

ラー使用の是非等について

分析をし、春に中間報告す

まで意識に入れたものとな

る予定である。

調査は、更に、作業姿勢

調査は、更に、作業姿勢

## 東大阪

### 安全点検項目を

### 更に検討

### 全金枚岡ブロック

### 安全パトロール

二月十二日、全金東大阪の飛散対策などであった。

地協枚岡ブロックは安全パ

今年で枚岡ブロックにお

トロールを実施した。この

ける安全パトロールは開始

日参加したのは、ブロック

してから三年を経過するが、

高見議長他一名、地本北方

その内容をよりよいものに

常任、安全センター片岡で

して行くため点検項目など

あった。

を再検討することになって

今回の対象は、中川製線、

おり、センターとしても全

サクラ特殊鋼の二支部。改

面的に協力していくことに

善の指摘された点は、照明

している。

の暗さ、整理整頓、伸線過

程で使用する石灰せっけん



安全  
衛生

ひ  
と  
ち

メ  
モ

## 守られない?! 本庁職員と教職員の健康

公務員の安全衛生管理体制に関する法律上の取り決めは、適用区分がたいへん複雑でしかも矛盾が大きい。つまり労働基準法、労働安全衛生法が職種ごとに適用されない条文があり、その分は地方公務員法などの適用となるが、これは実際の安全衛生を推進する側から見ると実にアイマイなものになってしまうのである。

例えば、労働安全衛生法と地方公務員の関係を見ると、だいたいの職種について全条文が適用されるが、一部の職種ではいくつかの条文が適

用されない。その職種は労働基準法第八条の号別区分の12、教育、研究又は調査の事業、16、その他各号に該当しない官公署、17、その他命令で定める事業場又は事務所ということになる。

適用除外されるのは、安衛法第二章（災害防止計画）、同第九二条（労働基準監督官の捜査権）であり、労基法第一〇二条（労働基準監督官の監督権限）が除外されることと合わせて、監督機関のことがスッポリと抜けるのである。そうすると、監

督は誰がするのかと言えば、地方公務員法第五八条の四で人事委員会が行うこととされている。また、人事委員会がない場合には、その自治体の長が行うこととなっている。

ところが、人事委員会というのは各都道府県と政令都市以外には例外的にしか置かれていない。

つまり、どういうことになるかと  
言えば、市役所等の本庁の事務職員や小中学校の先生についての労働基準監督の仕事は、使用者である自治体の首長が行うことになるのである。これでは、労働者が法違反を指摘しても、申告を取り上げる第三者の機関がないということになってしまう。

事実、この職種においては安衛法で義務付けられている衛生委員会の設置などがされていないのがほとんどであり、こと安全衛生に関しては無法状態と言ってよいだろう。

職場の号別区分の決定は、労基署と自治体当局が協議して行いが、で

きる限り16のその他の官公署に指定しない方がよいとされるのは、そういう理由からである。

さて、法適用でこんなに大きな矛盾のある職場は、それほど心配のない、労災職業病とは縁のない職場なのだろうかと言えば、とんでもない。

例えば、12号（教育、研究）に指

定される教職員の場合など、けっこう安全衛生対策上問題も多いのである。特に養護学校の教職員などの場合、腰痛症、頸肩腕障害の発生は驚くほど多いというアンケート結果が出ているし（滋賀県教委の調査、一九八五・九）、大阪府の養護学校健康実態調査では、女性教職員で一年

間のうち約半数が出産異常と新聞で報じられている。小中学校の養護担当教員にも同様の実態があると言われているとおり、職業病多発職種と考えるのが当然と思える。そういうところの安全衛生管理体制がだめだということのだから事は深刻なのである。

## 一月の新聞記事から

一・六

米国オクラホマ州の核燃料工場でウラン濃縮装置にひびが入り、放射性ガスが漏れ一人死亡八人が負傷、住民百人が病院で検査を受けた

一・一三

阪神高速道路の工事現場で、塗装工用の足場が崩れ作業員二人が転落、一人が死亡一人軽傷（東大阪）

神戸生協の食品工場から出火、消火活動中の従業員一人が焼死（神戸）

一・一〇

厚生省が国立病院・療養所の再編成計画を発表

一・二四

インド・ニューデリーのホテルで火災が発生、日本人会社員三人を含む三八人が死亡

製鋼工場で従業員が十三メートル下に転落死亡（愛知）

一・一一

オートバイ走行テスト中に事故にあい、労災かくしをし出勤を強要する会社とのやりとりで疲れ、自殺したテストドライバーの遺族が、労災認定を申請（静岡）

京都労働基準監督局の若い監督官が阪急電車に飛びこみ自殺（京都）

一・二九

米国のスペースシャトル「チャレンジャー」が打ち上げ直後に爆発、七人の乗組員全員死亡

一・三一

産業廃液処理工場で硫化水素ガスが発生、従業員五人が軽症（神戸）

# みんなで作ろう

## ② ストレッチ体操

(医) 南労会 松浦診療所 運動療法室 油田 健一

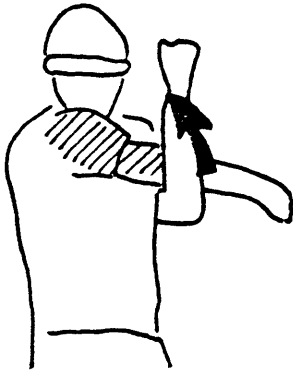
仕事の合間のひと息というときに、椅子に座ったままでも簡単に出来る肩伸ばしのストレッチ体操をやってみましょう。

①まず、両足を肩幅に開いて立つ。

②右腕を左側に伸ばし、左ヒジで右ヒジを後方に引っ張るように押さえる。

③②を左右逆にする。

注意することは、①左右それぞれ10秒から30秒続けること、②伸ばしている方の腕は曲げないこと（ヒジを曲げない）、③腕を引っ張るとき首はそのまままわさない、ということです。



この体操の目的は、肩関節、上腕外側の筋、肩甲骨周辺の筋を伸ばすというところにあります。

(つづく)

ストレッチ体操の四つの注意

- ① けっして痛みをこらえたり、無理をしない。
- ② 自分の柔軟性に合わせて、ゆっくりする。
- ③ 自然な呼吸法で、隣の人と話しながら楽な気持ちでする。
- ④ 笑顔で10〜30秒間ひとつの体操を続ける。



### 機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。

近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっております。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金(この場合は住所・氏名・会員のうちわけを明示して下さい)いずれでも結構です。

### ● 料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 95721

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

## 早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

# (株) 千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28